

## スタンドアローン（一人で立つ）支援事業

### 取組のあらまし

取組団体 福岡県古賀市

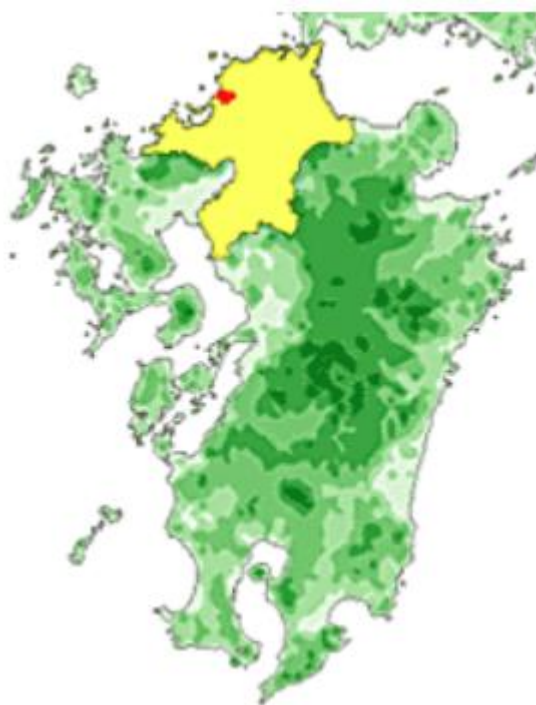
取組内容 子どもの健全育成と将来的な自立を支援する施策として、「スタンドアローン（一人で立つ）支援事業」を立ち上げ、子どもたちが多角的に成長できる場として事業内容を拡充している。

予算等 2,119 千円（令和6年度）

### 1 福岡県古賀市の概要

人口	59,184 人	令和7年1月1日現在（住民基本台帳人口）
職員数	293 人	令和6年4月1日現在（一般行政部門）
総面積	42.07 km <sup>2</sup>	令和7年10月1日現在（国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」）

図表 1 古賀市 位置図



出所：古賀市ホームページ

## 2 隣保館「ひだまり館」の事業

### (1) 隣保館「ひだまり館」の事業

ひだまり館は、地域住民の交流と福祉推進を目的とする隣保館として、地域住民のコミュニティーセンターとして社会福祉の増進を図るとともに、人権・同和問題の速やかな解決を図るために設置された市の施設である。

ここでいう「隣保」とは、隣近所の意味であり、「隣保事業」は欧米のセツルメント活動の訳語として、日本在来の隣保相互扶助の思想と結びついて明治後期に定着した用語である。社会福祉法では「隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金でこれを利用させることその他その近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行うものをいう」規定がある。

古賀市では「ひだまり館」を拠点として、人権感覚を高め、交流の輪がひろがり、人と人がつながりあい、みんなの人権がたいせつにされた「人権と福祉のまちづくり」の実現に向けて、社会福祉法に基づくさまざまな隣保事業に取り組んでいる。特に、子ども支援に関しては、平日の放課後や夏休み期間中に、学習の場を提供している。また、居場所機能の強化にも力を入れており、学校や家庭で悩みを抱える子どもたちが気軽に立ち寄れる環境を整備している。

市のホームページによれば、展開されている具体的な事業は、下表のとおりである。

図表 2 隣保館「ひだまり館」の事業

ひだまり館まつり	・ 人権課題解決に資する啓発、さらに隣保事業の成果報告や各事業を紹介するイベント
ひだまり人権啓発講座	・ 誰もが住みよい社会の実現をめざし、さまざまな人権について学べる講座
じんけん平和教室	・ 市内小学生を対象に、夏休み期間の数日間、事前学習や現地でのフィールドワークを通して、戦争や原爆の被害について知ることによって平和の大切さを学び、人権意識及び自尊感情の育成を目的として実施している体験学習
よかよか広場	・ 「音楽サロン」「ものづくり」「健康教室」などの活動による、高齢者の介護予防や地域間・世代間の交流活動
ひだまりパスポート	・ 市内小学生を対象に、夏休み期間の数日間、さまざまな国の方や海外に詳しい方を講師に迎え、その国の言葉・文化・遊びにふれ、お互いに理解しあうことの大切さを学び、人権感覚をはぐくむ講座
スタンドアローン（一人立つ）支援事業	・ 市内中学生を対象に、生き抜く力を育めるよう、家庭学習支援と社会体験学習等の支援事業（事項で詳述）

出所：古賀市 HP 古賀市隣保館「ひだまり館」

## （2）スタンドアローン（一人で立つ）支援事業の取組内容

隣保館で実施しているスタンドアローン（一人で立つ）支援事業は、家庭学習支援、社会体験学習支援、居場所の提供を目的に市内全中学生を対象とした事業である。参加募集は5月上旬から各中学校を通じて周知し、事業参加希望者が申込書を各中学校に提出する。各校で参加者を把握した後、隣保館の支援事業への受け入れを行っている。不登校等、特段の事情がある場合は必要に応じて隣保館への直接連絡も可能にする仕組みで行っている。

### ア 家庭学習支援

本事業の核となる家庭学習支援では、毎週火曜・木曜の18時から20時に隣保館内で、大学生や元教員などの学習支援アシスタント（支援員）が学習支援を行っている。夏休み期間中は午前・午後の2部制とし、学校の課題や基礎学力の定着を図っている。令和6年度は68名の中学生が登録し、中学3年生の全員が希望する進路に進学するという成果をあげた。休憩時間には、軽食提供（例：おにぎり）も行われており、これらの活動により、学習環境の充実を図っている。

### イ 社会体験学習

社会体験学習では、事業推進運営委員会にて調理実習や健康講座、マネー講座、人権・平和学習など、幅広いプログラム内容を協議し、提供している。加えて、季節行事（七夕、ハロウィン、クリスマス会など）も行い、学習支援アシスタントとの交流を深めるとともに、楽しみながら地域とのつながりを築く機会を創出している。

### ウ 居場所の提供

学校でも家庭でもない、気軽に立ち寄れる「居場所」として隣保館を提供し、学校や家庭では相談しにくい悩みも気軽に話せる空間を整えている。中学校卒業後も同じように、日常生活の悩みや不安、今後の進路や進学について話ができる居場所として機能しており、高校生や社会人になった卒業生たちも隣保館に立ち寄ってくれる姿が見られている。

図表 3 令和6(2024)年度のスタンドアローン支援事業業の様子



出所：古賀市HP 古賀市隣保館「ひだまり館」

### (3) 取組の推進体制

本事業は、市隣保館を中心に、福祉課、子ども家庭センター、教育委員会、各中学校が連携して運営されている。

学習支援アシスタントには、大学生、元教員、塾講師等の多様な人材を登用しており、支援内容の充実と質の向上を図っている。また、NPO 法人（フードバンク福岡）や市内事業者から支援を受け、軽食提供を実施している。学習支援アシスタントとは、その日の事業開始前と事業終了時に毎回ミーティングを行うことで情報共有を行っているほか、中学校や関係機関からの連絡や情報交換会を通じて得た情報を学習支援アシスタントと共有し、アシスタントのスキルと人権意識向上に努めている。

## 3 スタンドアローン（一人で立つ）支援事業 取組の背景と目的

### (1) 取組の背景と経緯

近年、全国的に子どもの貧困が深刻化しており、経済的困難を抱える家庭の子どもたちは、学習環境や社会体験の機会に恵まれない傾向がある。福岡県古賀市においても、従来は特定の地域に限定されていた生活困窮家庭の課題が、市内全域に拡大している実態があった。こうした状況に対し、子どもの健全育成と将来的な自立を支援する施策として、市は「スタンドアローン（一人で立つ）支援事業」を立ち上げた。本事業は、「今の自分や周りの人を大切にし、それぞれの明るい将来・社会へ向けて生き抜く力を育む」ことを基本理念とし、子どもたちが安心して学べる環境、豊かな社会体験、居場所の提供を通じて、貧困の連鎖を断ち切ることを目的としている。また、古賀市が掲げる「子ども・子育て支援条例」に基づき、切れ目のない支援体制の一環として位置づけられている。

スタンドアローン支援事業は、平成24年度に古賀市隣保館職員の提案から始まった。隣保館ではこれまでも、同和地区を中心に福祉的支援を行っていたが、地域を超えて広がる課題に対応するため、全市的な支援へと発展させた。学習支援だけでなく、社会体験学習、季節イベントなどを組み合わせ、子どもたちが多角的に成長できる場として事業を実施している。また、令和4年度からは軽食提供も実施しており、意欲的に学習に集中できる環境を整えている。

## (2) 取組の全体像

本事業は、「古賀市隣保館『ひだまり館』」を拠点とし、中学生を主な対象として展開されている。具体的には、(ア)家庭学習支援、(イ)社会体験学習、(ウ)居場所の提供の三本柱を基軸に、学習面・生活面・情緒面での支援を行っている。事業主体は隣保館で、他に市の福祉課、子ども家庭センター、青少年育成課、教育委員会(学校教育課)、各中学校で構成した運営委員会を設置し、連携を図りながら事業を推進している。

図表 4 ひだまり館の概要

名称	古賀市隣保館「ひだまり館」
設置場所	古賀市新原 1051 番地 6
構造	鉄骨造 地上 1 階 建物面積 531.45 平方メートル
駐車台数	41 台（内訳：普通車 38 台、軽自動車 1 台、まごころ駐車場 2 台）
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 教育委員会の所管として事業開始。</li> <li>● 2002(平成 14)年 4 月保健福祉部へ移管。</li> <li>● 2012(平成 24)年 4 月鹿部から新原に移転</li> </ul>

出所：古賀市 HP 古賀市隣保館「ひだまり館」

## 4 成果・課題

### (1) 成果

令和4年度以降、事業参加者数は年間延べ1,000人を超え（令和6年度は延べ2,069人）、登録中学生の継続的な参加率も高い。とくに令和6年度においては、参加した中学3年生の全員が希望する進路に進学するという明確な成果が得られている。利用者アンケートでは、「勉強ができ、軽食提供もあるのでとても良い」、「先生に分からないことをすぐに聞け、集中して勉強できるので楽しい」、「調理実習などの体験学習で、初めて話す友達と一緒に活動したり、協力したりすることで仲も深まった」等の感想が寄せられており、子どもたちの安心感と成長意欲が醸成されている。

また、本事業に参加した卒業生が学習支援アシスタントとして活動に戻ってくる事例もあり、地域内での人材循環が生まれつつある。行政内部でも、施政方針において本事業が市の重点施策として取り上げられるなど、政策的な評価も高い。

## （2）課題

対象となる子どもが確実に支援へアクセスできるようにするためには、学校や家庭との情報連携のさらなる強化が求められる。特に、家庭側の理解や協力を得るための個別フォロー体制や、中学校教員との定期的な連携が必要である。

また、学習支援アシスタントの安定的な確保と育成も課題である。大学生や元教員、塾講師などの多様な人材が関わっている反面、教科ごとの偏在や支援時間帯の制約もあるため、より柔軟かつ持続可能な配置体制の構築が求められている。年々、事業参加者数も増えてきており、子どもたち一人ひとりの特性に応じた対応が求められているため、職員や学習支援アシスタントによる支援のスキル向上が検討課題として挙げられる。

## 関連・参考資料

---

古賀市：古賀市隣保館「ひだまり館」

<https://www.city.koga.fukuoka.jp/cityhall/work/rinpo/>

古賀市隣保館「ひだまり館だより」

<https://www.city.koga.fukuoka.jp/cityhall/work/rinpo/003.php>

全国知事会「地方自治体におけるこども・子育て政策の実施事例」

[https://www.nga.gr.jp/committee\\_pt/item/7398f8025733bec2e4ac3414b93e4c16.pdf](https://www.nga.gr.jp/committee_pt/item/7398f8025733bec2e4ac3414b93e4c16.pdf)

厚生労働省：生活困窮者自立支援制度ニュースレター

<https://www.mhlw.go.jp/content/000336398.pdf>